

あはき療養費の令和8年度料金改定(案)について

あはき療養費の令和8年度料金改定(案) ①

- **あはき療養費の改定率 +0.60 %** (令和8年度診療報酬改定における医科の改定率+0.28%及び経済・物価動向等を踏まえ、政府において決定)

令和8年度料金改定に関する基本的な考え方(案)

- 現下の物価高騰に対応し、施術に関する料金を引き上げるとともに、医療保険制度における適正な評価の推進の観点から、一定回数を超える施術に対する逓減制を導入する。あわせて、施術者と患者の情報共有を促進するための明細書の発行の推進や、訪問施術制度についての一部見直しを行う。

【あん摩・マッサージ・指圧】

(1) 施術に関する料金及び算定ルールの見直し

- ・ マッサージについて、1局所につき20円引き上げ、「1回当たり470円」に改定する。(例:5局所の場合 100円引き上げ「1回当たり2,350円」に改定する。)
- ・ 月16回以降の施術は、マッサージ、訪問施術料、温罨法(電気光線器具を使用した場合を含む)、変形徒手矯正術について、所定料金の100分の50に相当する額により算定するものとする。

(2) その他

- ・ 実際に訪問施術を行っている場合に、訪問施術料を算定せず(通所による)マッサージの料金を算定することはできないことを明確化する。
※出張専門の施術者が施術を行う場合であって、訪問の必要性なしと同意書に記載されている場合には適用しないこととする。
- ・ あん摩・マッサージ・指圧の療養費についても、はり、きゅうと同様に1日に1回に限り支給するものであることを明確化する。

【はり、きゅう】

(1) 施術に関する料金及び算定ルールの見直し

- ・ 初検料、施術料及び訪問施術料について、以下のとおり引き上げる。
初検料 1術 2,000円(+50円)、 2術 2,320円(+90円)
施術料(通所)及び訪問施術料 1術 1,650円(+40円) 2術 1,820円(+50円)※通所の場合
- ・ 月16回以降の施術は、施術料、訪問施術料、電療料について、所定料金の100分の50に相当する額により算定するものとする。

【あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅう共通】

(1) 訪問施術料の見直し

- ・ 訪問施術料の区分を見直し、訪問施術料4(10人以上、訪問施術料3から移行)及び訪問施術料5(20人以上)を新設する。
- ・ 訪問施術料4及び5を算定する施術所における訪問施術のうち、特定の施設において行われるものが訪問施術の9割以上である場合には、当該施設における施術が効率的に行われているものであるといえることから、当該施設における訪問施術の料金(一連の施術において算定される全ての料金)について100分の80に相当する額により算定するものとする。

(2) 明細書発行の推進等

施術の透明化や患者への情報提供の観点から、以下のとおり見直しを行う。

- ・ 明細書発行加算を新設し、施術の内容がわかる明細書を無償で発行した場合には当該加算を算定できることとする。
- ・ 明細書は患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することを原則とするが、通所であって患者が希望した場合又は訪問の場合には1か月単位でまとめて交付することも認められるものとする。この場合において、通所の場合には、患者の求めを起点としていることを確認するための措置を講じる。
- ・ 明細書発行に係る規定及び様式について所要の整備を行う。
- ・ 保険者による被保険者等への照会のうち、患者に対する照会について、明細書の発行推進・様式の見直し等に併せて所要の整備を行う。

(3) 健康保険事業の健全な運営の確保

- ・ 経済上の利益の提供を伴い行われた施術や施術所と訪問先の施設等が特別の関係にある場合の施術は、療養費の支給対象外である取扱いとする。
- ・ 自己施術、自家施術については、療養費の支給対象外であることを明確化する。
- ・ 新設する訪問施術料4及び5を算定する施術所について、保険者が当該施術所における訪問施術の状況を確認することができるよう措置を講ずる。(出張専門の施術者が訪問施術料を算定せずに(通所による)マッサージの料金を算定している場合を含む。)

(4) 同意書に係る取扱いの明確化・運用の適正化

- ・ オンライン診療による同意書の交付はできないことを明確化する。
- ・ 同意書の訂正について、同意書を作成した医師によるものであることを明確化するための規定の整備を行う。

(5) その他の見直し

- ・ 今回の改定に伴い新設される、月16回以降の逡減により算定する場合並びに訪問施術料4及び5を算定する場合の療養費支給申請書の様式を新たに設けることとし、それ以外の施術に係る療養費支給申請書については従前の様式からの変更を最小限のものとする。
- ・ あはき療養費に係る留意事項と受領委任の取扱規程の内容について整理を行う。
- ・ 受領委任における審査会の面接確認に係る規定を整備する。

(6) 引き続きの検討事項

- ・ 頻回の施術や訪問施術について、今般の改定による影響も含め、調査方法等を検討した上で、実態を把握し、その在り方について検討を行う。
- ・ 患者の求めに応じて1か月単位で明細書を発行している事例について、患者にも自らが受けた施術の内容について、都度理解してもらうことの重要性の観点から、引き続きその在り方について検討する。
- ・ 受領委任において個々の患者ごとに償還払いに変更する仕組みについて、実績等について把握し、内容の整備について検討を行う。
- ・ マッサージについて施術部位数によらず料金を包括化することについて、いわゆる粗療とならないような対応の在り方等も含め、引き続き検討を行う。
- ・ 療養費制度について、適正な給付の確保及び不正請求防止の観点から、引き続き必要な対応策等の検討を行う。

【施行時期】

今回の改定に伴い新設される、月16回以降の逡減により算定する場合並びに訪問施術料4及び5を算定する場合（新たな療養費支給申請書により請求を行うこととなるもの）の取扱いについては令和8年〇月より実施することとし、その他の事項については令和8年〇月から実施する。（P）

(参考) 明細書の改正イメージ

○新たに「訪問施術料4」、「訪問施術料5」、「明細書発行加算」欄を設け、療養費支給申請書と同じ内容を記載する場合の明細書イメージ

別添1 (様式第5号)

一部負担金明細書
(はり・きゅう (1日分) 用)

様

施術内容欄	初検料	円
	通所 <small>(1日1回 2回まで 3日以内)</small>	円
	訪問施術料 1 <small>(1日1回 2回まで 3日以内)</small>	円
	訪問施術料 2 <small>(1日1回 2回まで 3日以内)</small>	円
	訪問施術料 3 (3人~9人) <small>(1日1回 2回まで 3日以内)</small>	円
	訪問施術料 4 (10人~19人) <small>(1日1回 2回まで 3日以内)</small>	円
	訪問施術料 5 (20人以上) (1日1回 2回まで 3日以内)	円
	電療料	円
	特別地域加算	円
	明細書発行加算	円
	往療料	円
	施術報告書交付料	円
	合計	円
	一部負担金	円
保険請求額	円	

年 月 日

施術所名 _____

住所 _____

氏名 _____

別添1 (様式第5号)

一部負担金明細書
(あんま・マッサージ (1日分) 用)

様

施術内容欄	通所	円
	訪問施術料 1	円
	訪問施術料 2	円
	訪問施術料 3 (3人~9人)	円
	訪問施術料 4 (10人~19人)	円
	訪問施術料 5 (20人以上)	円
	変形/徒手矯正術施術	円
	温電法	円
	温電法・電気光線器具	円
	特別地域加算	円
	明細書発行加算	円
	往療料	円
	施術報告書交付料	円
	合計	円
一部負担金	円	
保険請求額	円	

年 月 日

施術所名 _____

住所 _____

氏名 _____

※このほか、1か月分をまとめて発行する場合の様式についても別途定めることとする

(参考) 明細書の改正イメージ

○新たに「訪問施術料4」、「訪問施術料5」、「明細書発行加算」欄を設け、療養費支給申請書と同じ内容を記載する場合の明細書イメージ

別添1 (様式第5号)

領収書兼一部負担金明細書
(はり・きゅう (1日分) 用)

_____ 様

施術内容欄	初検料	円
	通所 <small>(1日1回、2回以上、3日以上の併用)</small>	円
	訪問施術料1 <small>(1日1回、2回以上、3日以上の併用)</small>	円
	訪問施術料2 <small>(1日1回、2回以上、3日以上の併用)</small>	円
	訪問施術料3 (3人~9人) <small>(1日1回、2回以上、3日以上の併用)</small>	円
	訪問施術料4 (10人~19人) <small>(1日1回、2回以上、3日以上の併用)</small>	円
	訪問施術料5 (20人以上) <small>(1日1回、2回以上、3日以上の併用)</small>	円
	電療料	円
	特別地域加算	円
	明細書発行加算	円
	往療料	円
	施術報告書交付料	円
	合計	円
	一部負担金	円
保険請求額	円	

上記一部負担金を領収しました。
年 月 日

施術所名 _____
住所 _____
氏名 _____

別添1 (様式第5号)

領収書兼一部負担金明細書
(あんま・マッサージ (1日分) 用)

_____ 様

施術内容欄	通所	円
	訪問施術料1	円
	訪問施術料2	円
	訪問施術料3 (3人~9人)	円
	訪問施術料4 (10人~19人)	円
	訪問施術料5 (20人以上)	円
	変形徒手矯正術施術	円
	温電法	円
	温電法・電気光線器具	円
	特別地域加算	円
	明細書発行加算	円
	往療料	円
	施術報告書交付料	円
	合計	円
一部負担金	円	
保険請求額	円	

上記一部負担金を領収しました。
年 月 日

施術所名 _____
住所 _____
氏名 _____

※このほか、1か月分をまとめて発行する場合の様式についても別途定めることとする

(参考) 患者が明細書を1月まとめて希望することを確認するための様式のイメージ

〇〇 施術所 様

私は、施術の内容がわかる明細書について、
1か月分をまとめて発行することを希望しま
す。

以上

年 月 日

氏名：

あはき療養費の料金改定について(令和8年〇月～※) 《あん摩・マッサージ・指圧》(案)

〇あん摩・マッサージ・指圧

〇マッサージ ※ 対象は、最大5部位:局所の単位(頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

《通所》 1局所につき 450円 → 470円(+20円)

1局所 470円(+20円) 2局所 940円(+40円) 3局所 1,410円(+60円) 4局所 1,880円(+80円) 5局所 2,350円(+100円)

※月16回以降の施術は、所定料金の100分の50に相当する額により算定。※新設

《訪問》(令和8年6月1日施行) 通所困難、患家からの求め、医師による往療や部位ごとに施術の必要性の同意に基づき訪問施術を行った場合

訪問施術料1 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「1人の場合」の患者1人あたり料金

1局所 2,750円→2,770円 2局所 3,200円→3,240円 3局所 3,650円→3,710円 4局所 4,100円→4,180円 5局所 4,550円→4,650円

訪問施術料2 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「2人の場合」の患者1人あたり料金

1局所 1,600円→1,620円 2局所 2,050円→2,090円 3局所 2,500円→2,560円 4局所 2,950円→3,030円 5局所 3,400円→3,500円

訪問施術料3 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「3人以上9人以下の場合」の患者1人あたり料金

(3人～9人)

1局所 910円→930円 2局所 1,360円→1,400円 3局所 1,810円→1,870円 4局所 2,260円→2,340円 5局所 2,710円→2,810円

訪問施術料4 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「10人以上19人以下の場合」の患者1人あたり料金 ※ 新設

(10人～19人)

1局所 620円 2局所 1,090円 3局所 1,560円 4局所 2,030円 5局所 2,500円

訪問施術料5 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「20人以上の場合」の患者1人あたり料金 ※ 新設

(20人以上)

1局所 540円 2局所 1,010円 3局所 1,480円 4局所 1,950円 5局所 2,420円

※月16回以降の施術は、所定料金の100分の50に相当する額により算定。※新設

※訪問施術料4及び5を算定する施術所における訪問施術のうち、特定の施設において行われるものが訪問施術の9割以上である場合には、当該施設における訪問施術の料金(一連の施術において算定される全ての料金)について100分の80に相当する額により算定。※新設

〇温電法(マッサージの加算)

・温電法を併施 1回につき 180円加算

・温電法を併施+電気光線器具使用 1回につき 300円加算

※月16回以降の施術に併施する場合は、所定料金の100分の50に相当する額により算定。※新設

〇変形徒手矯正術(マッサージの加算) ※ 対象は、6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

1肢1回につき 470円加算

※月16回以降の施術において実施する場合は、所定料金の100分の50に相当する額により算定。※新設

あはき療養費の料金改定について(令和8年〇月～※) 《あん摩・マッサージ・指圧》(案)

〇あん摩・マッサージ・指圧

〇明細書発行加算 ※新設

・施術の内容がわかる明細書を無償で発行した場合に10円を算定

〇特別地域加算(施術料の加算)

・特別地域に居住する患者への施術 1回につき 250円加算

〇往療料(突発的な往療) ※訪問施術料の算定は不可

1回につき 2,300円

〇施術報告書交付料

480円

あはき療養費の料金改定について(令和8年〇月～※) 《はり、きゅう》(案)

〇 はり、きゅう

初回

〇初検料

- ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1,950円 → 2,000円(+50円)
②2術(はり、きゅう併用)の場合 2,230円 → 2,320円(+90円)

〇施術料

《通所》

- ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 1,610円 → 1,650円(+40円)
②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 1,770円 → 1,820円(+50円)

※月16回以降の施術は、所定料金の100分の50に相当する額により算定。※新設

《訪問》

訪問施術料1 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「1人の場合」の患者1人あたり料金

- ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 3,910円→3,950円 ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 4,070円→4,120円

訪問施術料2 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「2人の場合」の患者1人あたり料金

- ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 2,760円→2,800円 ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 2,920円→2,970円

訪問施術料3 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「3人以上9人以下の場合」の患者1人あたり料金
(3人～9人)

- ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 2,070円→2,110円 ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 2,230円→2,280円

訪問施術料4 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「10人以上19人以下の場合」の患者1人あたり料金 ※ 新設
(10人～19人)

- ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 1,800円 ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 1,970円

訪問施術料5 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「20人以上の場合」の患者1人あたり料金 ※ 新設

- (20人以上) ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 1,720円 ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 1,890円

※月16回以降の施術は、所定料金の100分の50に相当する額により算定。※新設

※訪問施術料4及び5を算定する施術所における訪問施術のうち、特定の施設において行われるものが訪問施術の9割以上である場合には、当該施設における訪問施術の料金(一連の施術において算定される全ての料金)について100分の80に相当する額により算定。※新設

※月16回以降の逡減により算定する場合及び訪問施術料4及び5を算定する場合(新たな療養費支給申請書により請求を行うこととなるもの)の取扱いについては令和8年〇月より実施(P)

あはき療養費の料金改定について(令和8年〇月～※) 《はり、きゅう》(案)

〇 はり、きゅう

〇明細書発行加算 ※新設

- ・施術の内容がわかる明細書を無償で発行した場合に10円を算定

〇電療料(施術料の加算)

- ・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合
1回につき 100円加算

※月16回以降の施術は、所定料金の100分の50に相当する額により算定。※新設

〇特別地域加算(施術料の加算)

- ※ 対象は、訪問看護療養費における「特別地域訪問看護加算」の地域。離島や中山間地等の地域における施術体制を確保し、患者が必要な施術を受けられるようにする。
- ・特別地域に居住する患者への施術 1回につき 250円加算

〇往療料(突発的な往療) ※訪問施術料の算定は不可

- 1回につき 2,300円

〇施術報告書交付料

- 480円

過去の療養費料金改定の改定率について

療養費				〔参考〕診療報酬（医科）	
改定年月	柔道整復	あん摩マッサージ	はり・きゅう	改定年月	医科
平成28年10月	0.28%	0.28%	0.28%	平成28年4月	0.56%
平成30年6月	0.32%	0.32%	0.32%	平成30年4月	0.63%
令和元年10月	(消費税率引上げに伴う改定 0.44%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.44%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.44%)	令和元年10月	(消費税率引上げに伴う改定 本体+薬価 0.88%)
令和2年6月	0.27%	令和2年12月に改定 0.27%	令和2年12月に改定 0.27%	令和2年4月	0.53%
令和4年6月	0.13%	0.13%	0.13%	令和4年4月	0.26%
令和6年6月	0.26%	0.26%	0.26%	令和6年6月	0.52%
令和8年〇月	0.14%	0.14%	0.14%	令和8年6月	0.28%

上記のほか物価上昇への対応分として、それぞれ+0.46%を上乗せする。